

(第一類 第十二号)

(四一六)

第六十三回国会 建設委員會 議 録 第十五号

昭和四十五年五月六日(水曜日)

午後五時四十四分開議

出席委員

委員長 金丸 信君

理事 天野 光晴君

理事 正示啓次郎君

理事 渡辺 栄一君

理事 小川新一郎君

理事 稻村佐四郎君

砂原 格君

廣瀬 正雄君

古内 広雄君

早稲田柳右馬君

佐野 憲治君

北側 義一君

浦井 洋君

出席國務大臣

建設大臣 根本龍太郎君

出席政府委員

首都圈整備委員

会事務局長 井上 義光君

大藏政務次官 中川 一郎君

大蔵省主計局次

長 竹内 道雄君

建設大臣官房長

志村 清一君

委員外の出席者

建設委員會調査

室長 曾田 忠君

四月二十七日

建設業法の一部を改正する法律案等反対に關す

る請願(浦井洋君紹介)(第三九八七号)

同(岡田利春君紹介)(第三九八八号)

同(千葉七郎君紹介)(第三九八九号)

同外二十五件(土井たか子君紹介)(第三九九〇

号)

第一類第十二号

建設委員會議録第十五号

昭和四十五年五月六日

同(中嶋英夫君紹介)(第三九九九号)

同(河野密君紹介)(第三九九二二二二)

同(内海清君紹介)(第四一七号)

同(岡田利春君紹介)(第四一八号)

同(原茂君紹介)(第四一九九号)

同(廣瀬秀吉君紹介)(第四二〇〇号)

同(松平忠久君紹介)(第四二二二二二)

建設業法の一部を改正する法律案の成立促進に

關する請願(小沢辰男君紹介)(第四一五五五五)

建設業法の一部を改正する法律案成立促進に關

する請願外三件(西村直己君紹介)(第四一六六六六)

同月二十八日

建設業法の一部を改正する法律案成立促進に關

する請願外一件(遠藤三郎君紹介)(第四二八八八八)

同(山本幸雄君紹介)(第四四一六六六)

建設業法の一部を改正する法律案等反対に關す

る請願(安宅常彦君紹介)(第四二八九九号)

同(阿部末喜男君紹介)(第四二九〇〇号)

同(青柳盛雄君紹介)(第四二九二二二)

同(井岡大治君紹介)(第四二九三三三)

同(石橋政嗣君紹介)(第四二九四四四)

同(浦井洋君紹介)(第四二九四四四)

同(川俣健二郎君紹介)(第四二九五五五)

同(小林政子君紹介)(第四二九六六六)

同(華山親義君紹介)(第四二九七七七)

同(田代文久君紹介)(第四二九八八八)

同(田邊誠君紹介)(第四二九九九九)

同(高田富之君紹介)(第四三〇〇〇〇)

同(谷口善太郎君紹介)(第四三〇〇〇一)

同(津川武一君紹介)(第四三〇〇二二)

同(寺前巖君紹介)(第四三〇〇三三)

同(戸叶里子君紹介)(第四三〇〇四四)

同(土橋一吉君紹介)(第四三〇〇五五)

同(中村重光君紹介)(第四三〇六六六)

同(畑和君紹介)(第四三〇七七七)

同(林百郎君紹介)(第四三〇八八八)

同(東中光雄君紹介)(第四三〇九九九)

同(廣瀬秀吉君紹介)(第四三一〇〇〇)

同(不破哲三君紹介)(第四三一〇一一)

同(松平忠久君紹介)(第四三一〇一二)

同(松本善明君紹介)(第四三一〇一三)

同(山原健二郎君紹介)(第四三一〇一四)

同(山本政弘君紹介)(第四三一〇一五)

同(横山利秋君紹介)(第四三一〇一六)

同(吉田泰造君紹介)(第四三一〇一七)

同(米原和君紹介)(第四三一〇一八)

同(寺前巖君紹介)(第四三一〇一九)

同(土橋一吉君紹介)(第四三一〇二〇)

同(畑和君紹介)(第四三一〇二一)

同(林百郎君紹介)(第四三一〇二二)

同(不破哲三君紹介)(第四三一〇二三)

同(山本政弘君紹介)(第四三一〇二四)

東京都立深川公園の用地買収に關する請願(天

野公義君紹介)(第四三五三三三)

建築基準法の抜本的改正に關する請願(小峯柳

多君紹介)(第四四一四四四)

建設業法の一部を改正する法律案の成立促進に

關する請願(藤井勝志君紹介)(第四四一五五五)

五月一日

建設業法の一部を改正する法律案等反対に關す

る請願(青柳盛雄君紹介)(第四四二二二二)

同(井岡大治君紹介)(第四四四三三三)

同(土井たか子君紹介)(第四四四四四四)

同(土橋一吉君紹介)(第四四四四四五)

同(東中光雄君紹介)(第四四四四五六)

同(山口鶴男君紹介)(第四四四四四七)

同(阿部末喜男君紹介)(第四四四四四八)

同(井岡大治君紹介)(第四四四四四九)

同外四件(寒川喜一君紹介)(第四四五五五五)

同(後藤俊男君紹介)(第四五五五五六)

同(寺前巖君紹介)(第四五五五五七)

同(中澤茂一君紹介)(第四五五五五八)

同外九件(西村榮一君紹介)(第四五五五五九)

同(松平忠久君紹介)(第四五五五九〇)

同(山口鶴男君紹介)(第四五五五九一)

同(井岡大治君紹介)(第四五五五九二)

同(島本虎三君紹介)(第四五五五九三)

同(原茂君紹介)(第四五五五九四)

同外一件(広沢直樹君紹介)(第四五五五九五)

同(廣瀬秀吉君紹介)(第四五五五九六)

同(平林剛君紹介)(第四五五五九七)

同(米原和君紹介)(第四五五五九八)

同(井岡大治君紹介)(第四五五五九九)

同(浦井洋君紹介)(第四五五五九〇)

同(武部文君紹介)(第四五五五九一)

建設業法の一部を改正する法律案の成立促進に

關する請願(徳安實藏君紹介)(第四五五五九二)

同月二日

建設業法の一部を改正する法律案成立促進に關

する請願(足立篤郎君紹介)(第四五五五九三)

同(上村千一郎君紹介)(第四五五五九四)

同外三件(浦野幸男君紹介)(第四五五五九五)

同外八件(奥野誠亮君紹介)(第四五五五九六)

同外三件(久野忠治君紹介)(第四五五五九七)

同(坂村吉正君紹介)(第四五五五九八)

同(塩谷一夫君紹介)(第四五五五九九)

同(高見三郎君紹介)(第四五五五九〇)

同(中垣國男君紹介)(第四五五五九一)

同(中野四郎君紹介)(第四五五五九二)

同(福井勇君紹介)(第四五五五九三)

同(村田敬次郎君紹介)(第四五五五九四)

同外九件(小峯柳多君紹介)(第四五五五九五)

建設法の一部を改正する法律案等反対に關する請願（井岡大治君紹介）（第五四三三號）
同（角屋堅次郎君紹介）（第五四三八號）
同（小林政子君紹介）（第五四三九號）
同（土井たか子君紹介）（第五四四〇號）
同外六件（栗山礼行君紹介）（第五四四一號）
同（不破哲三君紹介）（第五四四二號）
同外二件（門司亮君紹介）（第五四四三號）
同（角屋堅次郎君紹介）（第五四四四號）
同（土井たか子君紹介）（第五四四五號）
同（原茂君紹介）（第五四四六號）
同（不破哲三君紹介）（第五四四七號）
同（山本政弘君紹介）（第五四四八號）
同（角屋堅次郎君紹介）（第五四四九號）
同（柳田秀一君紹介）（第五四五〇號）
同外一件（下平正一君紹介）（第五五一〇號）
同（林百郎君紹介）（第五五一二號）
同（樋上新一君紹介）（第五五一三號）
同外五件（松本忠助君紹介）（第五五一四號）
同月四日
建設法の一部を改正する法律案等反対に關する請願外一件（麻生良方君紹介）（第六一七二號）
同（河野密君紹介）（第六一七三號）
同（北山愛郎君紹介）（第六一七四號）
同外二件（岡沢完治君紹介）（第六一七五號）
同（河村勝君紹介）（第六一七六號）
同（松浦利尚君紹介）（第六一七七號）
同外七件（川端文夫君紹介）（第六一七八號）
建設法の一部を改正する法律案の成立促進に關する請願外一件（石井桂君紹介）（第六一七五號）
戦傷病者に対する公営住宅割当に關する請願（栗山ひで君紹介）（第六一八六號）
建設法の一部を改正する法律案成立促進に關する請願（高見三郎君紹介）（第六四五四號）
は本委員会に付託された。

五月四日

下水道の整備促進に關する陳情書（埼玉県議會議長田中正一）（第三一六號）
都市計画の運用に關する陳情書（埼玉県議會議長田中正一）（第三一七號）
公営住宅入居基準の引上げに關する陳情書（豊中市議會議長福本静馬）（第三一八號）
瀬戸大橋の架橋促進に關する陳情書（香川県議會議長遠藤太郎）（第三一九號）
遠賀川の河口せき建設計画に關する陳情書（福岡市天神一の一の八福岡県町村会長三輪修平）（第三二〇號）
一級河川大刀洗川及び陣屋川改良工事費増額等に關する陳情書（福岡市天神一の一の八福岡県町村会長三輪修平）（第三二一號）
巨瀬川の改修に關する陳情書（福岡市天神一の一の八福岡県町村会長三輪修平）（第三二二號）
町村道の整備促進に關する陳情書（福岡市天神一の一の八福岡県町村会長三輪修平）（第三二三號）
国道大牟田福岡線の建設促進に關する陳情書（福岡市天神一の一の八福岡県町村会長三輪修平）（第三二四號）
中小都市の地下横断歩道設置助成に關する陳情書（和歌山県議會議長下西岩吉）（第三二五號）
海砂の採取規制に關する陳情書（福岡市天神一の一の八福岡県町村会長三輪修平）（第三二六號）
建築主の日照権侵害防止義務確立等に關する陳情書（東京都港区六本木五の一一の二の三〇四安信啓）（第三二七號）
四国地方の道路整備促進に關する陳情書（高松市番町一の〇の三七四四四地区町村議會議長吉村完二）（第三二八號）
四国縦貫、横断自動車道の早期着工に關する陳情書（高松市番町一の〇の三七四四四地区町村議會議長吉村完二）（第三二九號）
建設法の一部を改正する法律案反対に關する陳情書（東京都新宿区戸山町戸山ハイッ一号地

A 全国建設労働組合總連合中央執行委員長多田義治（第三六〇號）
建築基準法の一部を改正する法律案反対に關する陳情書（東京都新宿区戸山町戸山ハイッ一号地）
A 全国建設労働組合總連合中央執行委員長多田義治（第三六一號）
は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

筑波研究学園都市建設法案起草の件

○金丸委員長 これより會議を開きます。

筑波研究学園都市建設法案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般各党間におきまして御協議が続けられておりましたが、お手元に配付してありますとおり、その案文がまとめられております。

筑波研究学園都市建設法案

筑波研究学園都市建設法

目次

第一章 總則（第一条・第二条）

第二章 研究学園地区建設計画（第三条―第六条）

第三章 周辺開発地区整備計画（第七条・第八条）

第四章 研究学園地区建設計画及び周辺開発地区整備計画に基づく事業の実施（第九条―第十三条）

附則

第一章 總則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、筑波研究学園都市の建設に關する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、試験研究及び教育を行なうの

にふさわしい研究学園都市を建設するとともに、これを均衡のとれた田園都市として整備し、あわせて首都圏の既成市街地における人口の過度集中の緩和に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「筑波研究学園都市」とは、茨城県筑波郡筑波町、同県同郡大穂町、同県同郡豊里町、同県同郡谷田部町、同県新治郡桜村及び同県稲敷郡聖崎村の区域を地域とし、当該地域内に、首都圏の既成市街地にある試験研究機関及び大学並びに前条の目的に照らし設置することが適当であると認められる機関の施設を移転し、又は新設し、かつ、研究学園都市にふさわしい公共施設、公益的施設及び一団地の住宅施設を一体的に整備するとともに、当該地域を均衡のとれた田園都市として整備することを目的として建設する都市をいう。

2 この法律で「首都圏の既成市街地」とは、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する区域をいう。

3 この法律で「研究学園地区」とは、筑波研究学園都市の地域のうち、移転し、又は新設する機関の施設を建設し、並びにこれらと一体として公共施設、公益的施設及び一団地の住宅施設を整備すべき区域であつて政令で定めるものをいい、「周辺開発地区」とは、筑波研究学園都市の地域のうち研究学園地区以外の区域をいう。

4 この法律で「研究学園地区建設計画」とは、研究学園地区内に移転し、又は新設する機関の施設の建設並びにこれらと一体として整備することが必要な研究学園地区における公共施設、公益的施設及び一団地の住宅施設の整備に關する計画をいう。

5 この法律で「周辺開発地区整備計画」とは、周辺開発地区における公共施設、公益的施設及び農業の近代化のための施設の整備に關する計画をいう。

6 この法律で「公共施設」とは、道路、河川、

水道、下水道、公園その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

7 この法律で「公益的施設」とは、学校、保育所、病院、診療所その他政令で定める施設で筑波研究学園都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものをいう。

8 この法律で「一団地の住宅施設」とは、一ヘクタール以上の一団地における五十戸以上の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。

第二章 研究学園地区建設計画

(研究学園地区建設計画の内容)

第三条 研究学園地区建設計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 人口の規模及び土地の利用に関する事項
二 移転し、又は新設する試験研究機関及び大学並びに第一条の目的に照らし設置することが適当であると認められる機関の施設の建設に関する事項
三 前号の機関の施設と一体として整備することが必要な公共施設、公益的施設及び一団地の住宅施設の整備に関する事項
2 研究学園地区建設計画は、公害の防止について適切な考慮が払われたものでなければならない。

(研究学園地区建設計画の決定)
第四条 研究学園地区建設計画は、首都圏整備委員会(以下「委員会」という。)が、関係地方公共団体の意見をきくとともに関係行政機関の長に協議して、決定するものとする。

2 委員会は、研究学園地区建設計画を決定するに必要があるとき、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び日本住宅公団その他の関係事業者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 委員会は、研究学園地区建設計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び関係地方公共団体に送付するとともに、首都圏整備委員

会規則(以下「委員会規則」という。)の定めるところにより公表しなければならない。

4 前項の規定により公表された事項に關し利害関係を有する者は、公表の日から三十日以内に、委員会規則の定めるところにより委員会に意見を申し出ることができる。

5 前項の規定による申出があつたときは、委員会は、その申出を考慮して必要な措置を講じなければならない。

(研究学園地区建設計画の変更)
第五条 委員会は、その決定した研究学園地区建設計画が情勢の推移により適当でなくなつたとき、その他これを変更することが適当であると認めるときは、関係地方公共団体の意見をきくとともに関係行政機関の長に協議して、これを変更することができる。

2 前条第二項から第五項までの規定は、研究学園地区建設計画の変更について準用する。

(首都圏整備計画との調整)
第六条 委員会は、研究学園地区建設計画については、首都圏整備計画との調整について適切な考慮を払わなければならない。

第三章 周辺開発地区整備計画
第七條 周辺開発地区整備計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 人口の規模及び土地の利用に関する事項
二 公共施設及び公益的施設の整備に関する事項
三 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

2 周辺開発地区整備計画は、首都圏整備計画に適合するとともに、研究学園地区建設計画と調和したものでなければならない。

3 周辺開発地区整備計画は、公害の防止について適切な考慮が払われたものでなければならない。

(周辺開発地区整備計画の承認)
第八条 茨城県知事は、関係町村の長の意見をき

いて周辺開発地区整備計画を作成し、委員会規則の定めるところにより、委員会の承認を受けなければならない。周辺開発地区整備計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 委員会は、前項の承認をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 委員会は、第一項の承認をしたときは、その承認に係る周辺開発地区整備計画を関係行政機関の長に送付しなければならない。

第四章 研究学園地区建設計画及び周辺開発地区整備計画に基づく事業の実施

(事業の実施)
第九条 研究学園地区建設計画及び周辺開発地区整備計画に基づく事業(以下「筑波研究学園都市建設事業」という。)は、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従い、国、地方公共団体又は日本住宅公団その他の関係事業者が実施するものとする。

(協力)
第十条 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び日本住宅公団その他の関係事業者は、研究学園地区建設計画及び周辺開発地区整備計画の実施に關し、できる限り協力しなければならない。

(勧告等)
第十一条 委員会は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体又は日本住宅公団その他の関係事業者に対し、研究学園地区建設計画又は周辺開発地区整備計画の実施に關し、及びその勧告によつてとられた措置その他研究学園地区建設計画又は周辺開発地区整備計画の実施に關する状況について報告を求めることができる。

(実施の状況)
第十二條 委員会は、首都圏整備法第十五条の規定により国会に提出する報告書に、研究学園地区建設計画及び周辺開発地区整備計画の実施に

關する状況をあわせて記載しなければならない。(資金の確保等)

第十三條 政府は、筑波研究学園都市建設事業を実施するため必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

2 国は、筑波研究学園都市建設事業の実施を促進するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体に対し、財政上、金融上及び技術上の援助を与えるものとする。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

(首都圏整備法の一部改正)
2 首都圏整備法の一部を次のように改正する。
第十七條第二項に次の一号を加える。

八 筑波研究学園都市建設法(昭和四十五年法律第 号)の施行に關すること。

理由

筑波研究学園都市の建設に關する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、試験研究及び教育を行なうのにふさわしい研究学園都市を建設するとともに、これを均衡のとれた田園都市として整備し、あわせて首都圏の既成市街地における人口の過度集中の緩和に寄与する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○金丸委員長 この際、草案の趣旨を説明いたさせていただきます。正示啓次郎君。

○正示委員 ただいま提案になりました筑波研究学園都市建設法案の草案につきまして、簡単にその趣旨を御説明申し上げます。

本案は、筑波研究学園都市の建設に關する総合的な計画の策定及びその実施の推進をはかることにより、試験研究及び教育を行なうにふさわしい研究学園都市を建設するとともに、これを均衡の

とれた田園都市として整備し、あわせて首都圏の既成市街地における人口の過度集中の緩和に寄与しようとするもので、その要旨は次のとおりであります。

第一に、本案における研究学園都市は、茨城県筑波郡筑波町等四町二村の地域を対象とし、その地域を研究学園地区及び周辺開発地区とに分けることとしたしております。

第二に、首都圏整備委員会は、関係地方公共団体の意見を聞くとともに、関係行政機関の長に協議して、研究学園地区における移転研究機関の施設、公共施設及び一団地の住宅施設等の建設に関する計画を決定することとしたしております。

第三に、茨城県知事は、関係町村長の意見を聞いて、周辺開発地区における公共施設及び農業の近代化のための施設等の整備に関する計画を作成して、首都圏整備委員会の承認を得ることとしたしております。

第四に、両地区の計画に基づく事業は、国、地方公共団体または日本住宅公団等が実施するものとし、首都圏整備委員会は、その実施に関し勧告することができることとしたしております。

第五に、政府は、筑波研究学園都市建設事業を実施するため必要な資金の確保をはかることに、国は、その実施を促進するため関係地方公共団体に対し、財政上、金融上及び技術上の援助を与えることとしたしております。

以上が草案の説明でございます。

○金丸委員長 以上で説明は終わりました。

○金丸委員長 本起草案について発言の申し出がありますので、これを許します。阿部昭吾君。

○阿部昭吾 委員 私は、この起草に参加をいたしました各党の立場を代表し、この際、政府関係当局の見解を明らかにしておかなければならぬ点があるのではありません。以下、それらの点に關しまして簡潔にお尋ねをしたいと思っております。すで

筑波研究学園都市の建設につきましては、すで

に入百万坪という膨大な土地の用地買収をいたしておるわけでありまして、この用地買収は、すでに九十九分まで完了いたしておるのであります。しかるに現在の状態は、なかなか学園都市の整備が進展しておらない。土地を提供した農民の中には、当時何名かの自殺をした者が出たというような、そういう状態の中で用地確保が行なわれたのであります。しかるに、相当の時間的経過がありまするのになにこの整備が進んでおらぬということ

は、これは、用地を提供した農民の皆さんはもろんのこと、この事業に対して注目と関心を寄せおる多くの国民に対しては、はなはだ申しわけのないことだといわざるを得ないのであります。そこで、この際政府は、この筑波研究学園都市の完成を一体どの時期までにし遂げるのだ、こういう態度を明らかにして、この事業に協力をした関係農民あるいは関係市町村、あるいはこの事業に多くの注目と期待を寄せておる国民に対して、この事業推進の目途というものを示す責任があろうかと思っております。この点に關しまして、この際、政府の確たる見解をお聞かせ願わなければならぬと思っております。

○根本国務大臣 お答え申し上げます。いま阿部さんから御指摘のありましたように、この学園都市建設について地元地主の方はもとよりのこと、関係機関の非常な御協力によりまして一番難点とする用地を取得したにもかかわらず、その後停滞しておる状況はまことに遺憾でございます。

この研究学園都市は、御指摘になりましたように、わが国の研究教育体制の改善向上をはかりまして、あわせて首都の過密解消に資するために、筑波地区に研究教育機関を中心として環境の良好な新都市を建設することがその目的でございます。

研究学園都市建設の計画は、昭和四十二年九月の閣議了解によりまして移転予定の三十六機関を定めて、昭和四十四年六月の閣議決定によりまして、一、昭和四十三年度からおおむね十九年

で建設を実施するとともに、昭和四十七年度までの前期期間に十一機関の建設を開始することを目途とすること、二番目は、新設機関についても設置を決定次第建設に着手すること、三、後期移転予定機関についても調査を進め、早期建設の方策を講ずるようつとめること、四、新都市建設に必要な道路、河川、上下水道その他都市環境の整備に必要な施設の建設を進めること、五、常勢自動車道の早期着工をはかること等が定められました。

現在、科学技術庁の国立防災科学技術センター、無機材料研究所の施設の建設が進められております。本年度から建築研究所、素粒子研究所、宇宙開発事業団の宇宙開発センターの施設に着工するとともに、その他の機関についても調査を進めることにいたしております。また、先行的に整備する必要がある道路等の工事を鋭意進めております。

政府といたしましては、筑波地区における研究学園都市の建設を計画どおり達成し得るよう、あらゆる努力を傾注していただいております。先般も閣議におきまして、私が関係各大臣に対し、国会終了後、この計画を推進するために関係閣僚の会議を開催いたしたから、いまからその準備をお願いする旨を発言いたしまして、了承を得ておる次第でございます。

○阿部昭吾 委員 第二に、私は、この事業をいま大臣が答弁なさいましたように計画どおり確実に達成することができるといふか、いま一つの重要なかぎとして、移転をする研究機関あるいは学

園等の職員、研究員、こういう皆さんの受け入れ体制というものが非常に大きな問題になってくると思うのであります。特に、たとえばいまの大会、東京などの場合には非常な公害や過密、したがって、研究あるいは勉学、こういう意味では快適な条件を失いつつあることはそのとおりでありますけれども、一方また、いま筑波に整備しようとするその研究学園都市というものの整備計画、受け入れ体制、こういうものが不完全であります

れば、ちやうどある意味では西部の開拓に乗り出すような気がまえてなければ、なかなかそれはそう簡単にはいかない。おのおのはその生活と新しいものを持つておる。したがって、ここで新しく筑波の研究学園都市に移転をするこれらの機関の研究員、職員というものが大きな生活条件の転換を余儀なくさせられるわけでありまして、それだけにその受け入れ体制やこれらについては最大の注意を払い、万全の施策をやつていかなければ、なかなか移転する計画の機関が計画のとおりには簡単に進んでいかぬという事態が起こると思っております。

それだけに移転する関係機関の職員の受け入れ体制あるいは環境整備、こういうものに万全を期していかなければ、この事業推進の一つの障害になるのじゃないかと思っております。特に、いま日本の場合に学者とか研究員の待遇水準、これは諸外国に比較して低いといわれておるのであります。しかし、過密や公害の中におりながら、東京におられますればいろいろなアルバイトとかいろいろな条件を持つておる。しかし、いま全くの開拓者のような気持ちで乗り出していかなければならぬ筑波に移りました場合には、なかなかそういうわけにいかぬような状態等も起こってくるわけでありまして、私は、それだけにこれらの皆さんの受け入れ体制あるいは従来の生活水準なり生活環境というものに支障を来たさぬような万全の努力が必要だと思っております。

移転に際しまして、一方的に単に天下りのただ使命感で移りなさいと言ふわけにはいかぬものがある。その間には十分民主的な話し合いというものを通じてやつていかなければならぬものだ、こう考えるわけでありまして、これらの点につきまして、これらの研究機関の研究員や職員が喜んで安心して行けるような条件というものを何にも増して整備をしていかなければならぬものかと思っておりますが、政府の見解をこの際明らかにしてほしいと思っております。

○根本国務大臣 お答え申し上げます。いま御指摘になりましたように、現在の研究者

は、ちやうどある意味では西部の開拓に乗り出すような気がまえてなければ、なかなかそれはそう簡単にはいかない。おのおのはその生活と新しいものを持つておる。したがって、ここで新しく筑波の研究学園都市に移転をするこれらの機関の研究員、職員というものが大きな生活条件の転換を余儀なくさせられるわけでありまして、それだけにその受け入れ体制やこれらについては最大の注意を払い、万全の施策をやつていかなければ、なかなか移転する計画の機関が計画のとおりには簡単に進んでいかぬという事態が起こると思っております。

それだけに移転する関係機関の職員の受け入れ体制あるいは環境整備、こういうものに万全を期していかなければ、この事業推進の一つの障害になるのじゃないかと思っております。特に、いま日本の場合に学者とか研究員の待遇水準、これは諸外国に比較して低いといわれておるのであります。しかし、過密や公害の中におりながら、東京におられますればいろいろなアルバイトとかいろいろな条件を持つておる。しかし、いま全くの開拓者のような気持ちで乗り出していかなければならぬ筑波に移りました場合には、なかなかそういうわけにいかぬような状態等も起こってくるわけでありまして、私は、それだけにこれらの皆さんの受け入れ体制あるいは従来の生活水準なり生活環境というものに支障を来たさぬような万全の努力が必要だと思っております。

移転に際しまして、一方的に単に天下りのただ使命感で移りなさいと言ふわけにはいかぬものがある。その間には十分民主的な話し合いというものを通じてやつていかなければならぬものだ、こう考えるわけでありまして、これらの点につきまして、これらの研究機関の研究員や職員が喜んで安心して行けるような条件というものを何にも増して整備をしていかなければならぬものかと思っておりますが、政府の見解をこの際明らかにしてほしいと思っております。

○根本国務大臣 お答え申し上げます。いま御指摘になりましたように、現在の研究者

あるいは学校に勤務する人あるいは学生諸君でも、確かに都市における非常な人間疎外的な環境は不満足であり得るけれども、さりとて文化的な、近代的な都市機能を持っていないところに単なる使命感だけで行けと言つても、これはなかなか無理でございます。その点が、御指摘のように今日までかなりおくれであるということが、移転を予定されておる機関がなかなか積極的に意欲的でなかったという点も反省されなければならぬと思います。

そこで、御指摘のように、研究学園都市における高水準の研究、教育活動を可能ならしめるように配慮するとともに、日常生活におきましても良好な環境を享受し得るような新都市建設の基盤となる道路、河川、上下水道等を計画的に整備することとはもちろん、職員、家族の生活条件の低下及び支障を来たさぬように公務員宿舎の建設を進めますとともに、持ち家を希望する者に対する適切な措置を講じたい。また、義務教育施設、病院等医療施設、その他必要な都市サービス施設を計画的に整備する方針でございます。

なお、地区内及び周辺部の道路につきましましては、昭和四十五年度中に主要なものをとおおむね達成するようにいたすとともに、職員住宅については昭和四十四年度より建設を行なっており、昭和四十五年度におきましても移転に支障のないよう建設を行なうことにいたしております。

なお、移転する機関の研究員、職員との間に移転に伴うところの生活問題等諸問題について話し合ひ機会を設けまして、最善の努力をはかりたいと考えておる次第でございます。

○阿部(昭)委員　そこで、私は先ほど申し上げましたように、この研究学園都市の建設のために、地元の方々の農民や関係者の皆さんが用地の提供に協力をして、あるいはまた、そのことによって生活関係というものは根本的に変更を、本人の意思にかんがわらず迫られておる方々が非常に多いわけがあります。したがって、これらの皆

さんに対する補償、生活関係が、本人の意思いかんにかかわらず、この国家的大事業のために大きな変更を余儀なくされる方々に対して、私は、国は最大限の協力を、これらの方々の生活が成り立つような条件整備をやつていかなければならぬ、こう思うわけでありまして。同時にまた、今後これらの皆さんの生活関係が成り立つような条件を整備するための開発事業というものは、進めてもらわなければならぬと思つております。

学園都市やりました、あと外回りに置かれておられた土地を提供したり生活関係の変更を余儀なくされた方々のほうは、学園関係と無関係にしてほつておきなさいというわけにいかぬと思つております。こういう皆さんに対する対策も万全を期してやつていかなければ、このいわば国家的事業に対して協力をした皆さんが、結果的には、非常ななじめな困難な状態に追い込まれるということではならぬと私は思つております。

これらの、地元のこの事業のために犠牲になつたり、用地提供を本人の意思にかんがわらず余儀なくされておる大ぜいの皆さんに対して、この皆さんの生活に関する補償あるいはその皆さんの環境整備にも最大限の努力を、私は政府に当然その責任があるものだと思うのでありますが、政府の見解を、この皆さんに対するあたたい、責任のある、思いやりのある方策というものをこの際明確にお示し願わなければならぬと思つておりますが、大臣の所見をひとつお聞かせいただきたい。

○根本国務大臣　御指摘のように、冒頭にお答えいたしましたように、この膨大な土地を非常に協力していただいた方々に対して、やはり国が非常な善意を持つておたえなければならぬと思つております。その意味で、研究学園都市建設のために、農地等生活の基盤である土地を提供した方々で営農を希望する者につきましては、地元公共団体及び日本住宅公団が代替地のあつせん及び造成を進めております。また、近代的な農業経営に必要な指導及び施設の整備をはかることにいたしましたし

て、農林省で鋭意これが研究をしていただいております。

また、研究学園都市の周辺地域の開発、整備につきましましては、研究学園地区と十分調和のとれた田園的環境を有する都市として発展するよう、地元公共団体と十分協議の上、県道、町村道等の施設の整備を進めてまいる所存であります。

○阿部(昭)委員　ただいまの大臣答弁でもう一つお尋ねをしなければならぬのは、いま代替地のあつせん等を希望する者については、造成してあります土地、そういうものを提供したり、いろいろな努力をする、こういうことなんです、私は代替地あつせんの場合に従来の例で見ますと、みづからの土地を用地提供いたします場合は安い値段で提供した、代替地を受け取る場合には非常に高い値段で受け取るを得ないというふうな状態が起つておるのであります。したがつて、これらの場合は、この代替地などを提供する場合には非常に安い価格で提供した、この皆さんの協力をした関係で、あとで受け取る代替地の関係というものに不当な、何か経済的な圧迫などにならぬような配慮が当然なければならぬと私は思つておりますが、この点は大臣いかがでしよう。

○根本国務大臣　御指摘のとおりと思つて、これは地価そのもので還元すべきか、あるいはまた、条件を整備してより機能的な営農団地をつくらぬと思つて、いづれかの方法でやらなければならぬと思つております。このために個人個人にそうした個人助成をするか、あるいは地方自治体、団体等にしてやるべきか、これは十分に検討の上実情に合った措置を講じまして、いま御指摘になったことの方針に沿つて努力いたしたいと存じます。

○阿部(昭)委員　私は、最後に最も重要な問題についてお尋ねをしたいのであります。

私どもがこの法案の起草にあつては一番集中的に論議をいたしました点は、総額五百億をこえる大事業であります。この事業を遂行するにあつては関係六つの町村、これはいづれもが、財政状況から見ますと非常に困難な条件のもとにあ

る関係町村であります。したがつて、この関係町村が従来の一般公共事業の補助あるいは国の財政援助、このような程度のものでは、とうていこれだけの大事業を受け持つて町村の分担を果たすということは、まさに困難にひとしいといわざるを得ない状況なのであります。もちろんこれは首都圏整備の一環でありますから、首都圏整備に関する整備地帯等の国の財政上の特別措置に関する法律の適用を受けるわけでありまして。しかし、私どもは、その制度の適用を受けるだけでは、この関係町村は、十分これらの事業を消化していくことは非常に困難な財政状況にあるというふうに思つております。

私はそこで、国はさらにこの上にこれらの貧弱な財政状況にあります関係地元町村に対して財政的な援助として入力をしなければ、この事業はなかなか円滑に進まぬということを実は指摘せざるを得ないのであります。私どもはこの起草にあつて、いま特にこの点を強く指摘いたしたものは、ある意味ではこれはもう倫理規定じゃないか、この程度のものでは非常に手ぬるい、やはり国がもっと大きな財政的にも実施面に当たり、いろいろな点についても国の責任、国の負担、こういう関係をもちと大きく責任を持つような体制でなければ、国家的な研究学園都市の建設というこの画期的大事業を遂行することはできない、こういう観点で私どもは、この起草に実はいろいろな論議を集中して当たつてまいつたのであります。その最も集中的な点は財政の問題であります。したがつて、財政の問題について従来の制度的に組まれておるルールがあるわけでありまして、この上にさらに国は大きな努力をして、貧弱な財政状況にあります関係六町村ですかに對して特に財政的に入力をする、こういう方向でこの事業の推進のために努力をせよとらなければならぬ、こう思つておりますが、大蔵省当局のこの問題に対する積極的な御見解を私どもは明らかにしてほしいと思つております。

○中川政府委員　お答え申し上げます。

研究学園都市地区における関連公共事業につきましては、ただいま御指摘のとおり、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の適用を受け、地元市町村に対し補助率のかさ上げ措置がなされるのは当然であります。さらに、国は起債の充実等別途の財政措置についてつとめることとし、また、日本住宅公団の施行する事業と関連の深いものについては、同公団において立てかえ施行の措置を講ずる等、地元負担をなるべく緩和するより全力を尽くして御指摘にこたえてまいりたいと存じます。

○阿部(昭)委員 ただいまの答弁を私は了といたします。ぜひひとつ、いま申し上げましたような諸点について、政府は責任を持ってこの研究学園都市の整備が確実に、しかも関係各位の国民の期待にこたえることのできるような整備に、ひとつ責任のある形で当たっていただきたいということ強く希望いたします。私の質問を終わります。(拍手)

○金丸委員長 ほかに御発言の申し出もありませんので、この際、政府において御意見がありますれば、これを許します。根本建設大臣。

○根本国務大臣 筑波研究学園都市の建設につきましては、政府といたしましてはその計画的な推進をはかる方針でございます。本法案につきましては特に異存はございません。

○金丸委員長 この際、おはかりいたします。

本件につきましては、お手元に配付の起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○金丸委員長 起立総員。よって、さよう決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、定例日ではありませんが、明七日午後二時四十分理事会、理事会散会後委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時十三分散会

建設委員會議録第八号中正誤

ペシ段行 誤 輸送 正

三二ハ輸送 誤 輸送 正

同 第九号中正誤

ペシ段行 誤 正

一一一移動 異動